

令和7年度

宇和島市水道事業経営審議会

宇和島市上下水道局

令和 8年 2月



【資料内容／もくじ】

宇和島市水道事業経営審議会委員名簿	P 1
宇和島市水道事業経営審議会条例	P 2
説明資料	
議題 ① 経営審議会の進め方	P 4
議題 ② 宇和島市水道事業の現状と課題	P 5
報告 基本料金の減免について	P26

宇和島市水道事業経営審議会委員名簿

令和7年11月1日現在

区分	団体名等	役職名	氏名（敬称略）
学識経験者	愛媛大学 社会共創学部 環境デザイン学科	教授	羽鳥 剛史
	安達三郎税理士事務所	税理士	安達 三郎
水道利用者	吉田地区		濱田 かなめ
	三間地区		宇和木 眞由美
	津島地区		山下 由美
各種団体	宇和島市連合自治会	会長	宮本 直明
	宇和島市女性団体連絡協議会	副会長	三好 綾
	宇和島商工会議所	専務理事	岩村 保昌
	宇和島青年会議所	理事長	森 拓也
	宇和島市社会福祉協議会	副会長	安岡 賢司

以上 10 名

宇和島市水道事業経営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、宇和島市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 事業経営の現状及び将来計画に関すること。
- (2) 経営の改善に関すること。
- (3) 顧客サービスに関すること。
- (4) その他、宇和島市長（以下「市長」という。）が事業経営上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道利用者
- (3) 各種団体
- (4) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

4 委員が欠けたときは、補欠委員を置くことができる。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、関係者に審議会への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議事項及び報告)

第6条 審議会は、宇和島市水道事業の経営に対し、市長から諮問を受けた事項について審議する。

2 審議会は、前項の審議事項について、文書により、市長へ答申するものとする。

(委員報酬)

第7条 委員に対する報酬は、日額 5,000 円を支給する。

2 市議会議員が審議会の委員の職を兼ねた場合の報酬は、これを支給しないことができる。

(費用弁償)

第8条 委員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の旅費の額及び支給方法は、宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例（平成 17 年条例第 45 号）の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、上下水道局水道総務課において行う。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(審議会の招集の特例)

2 この条例の施行後、最初に招集される審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則（令和7年3月4日条例第2号）

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

① 令和8年2月19日(木)	適正な水道料金のあり方について(諮問) 水道事業の現状と課題を説明
② 令和8年3月23日(月)	水道料金の算定方法を説明 隔月請求制度の導入について説明
③ 令和8年4月	審議委員の意見をとりまとめ 適正な水道料金についての答申案を協議
④ 令和8年6月	審議会答申を決定
⑤ 令和8年7月	答申書を市長へ提出
(令和8年9月)	答申内容等について議会へ報告
(令和8年10月)	パブリックコメントを実施
(令和8年12月)	市議会へ、料金改定案を上程 (※給水条例の改正)
◆令和9年1月	料金改定案の議決結果を報告 整備事業の進捗、令和7年度決算報告
(令和9年4月)	新料金の施行 (4月使用分、6月請求から適用開始)

※開催日程については、審議委員のご意見を踏まえ調整いたします。

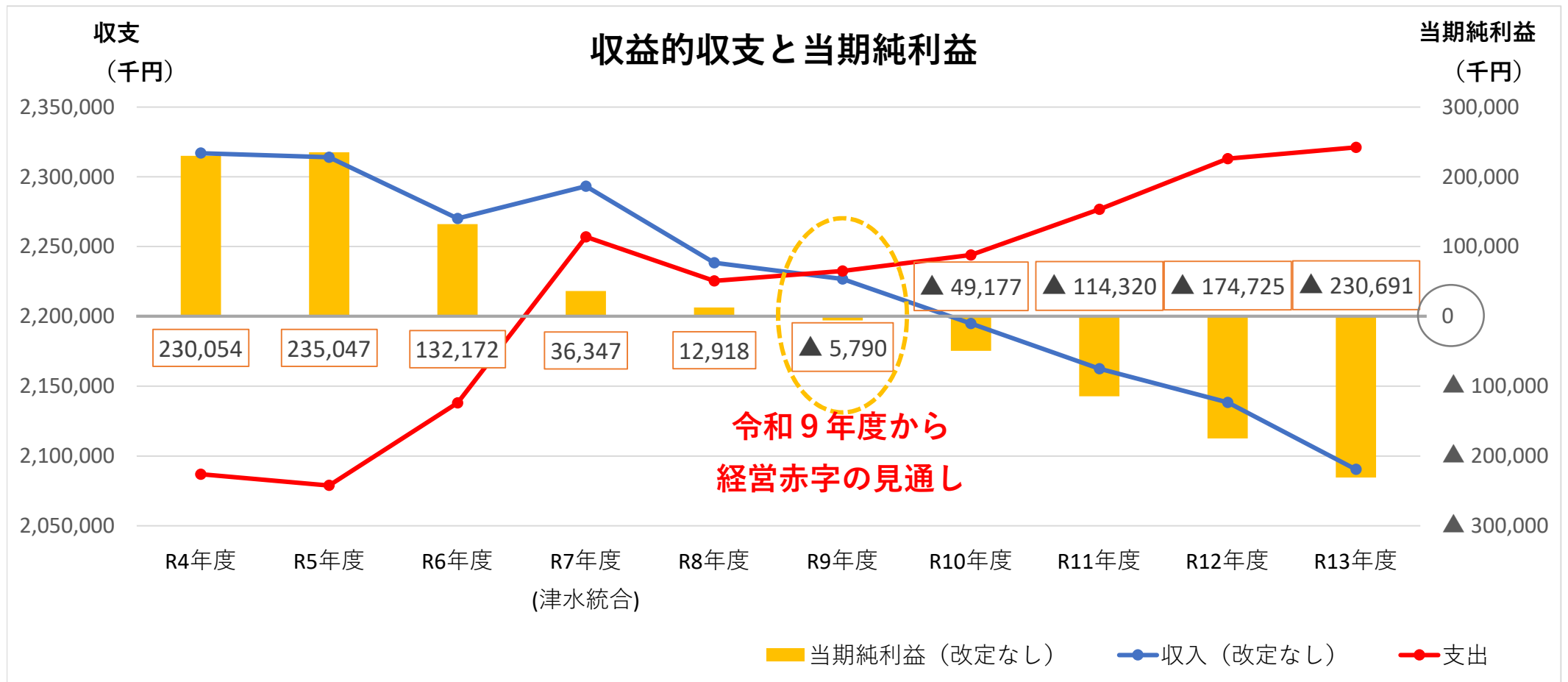
経営審議会への諮問（要点）

- 安定給水のため、水道施設の拡張及び整備事業を推進
- 合併や事業統合により、多くの施設を保有
- 災害に備えるため、耐震化の推進が喫緊の課題
- 第7次整備事業で不足する6年分（平成28年から令和3年度）の財源を確保するため、平成28年度に全用途の平均8%の料金改定を行い、令和4年度以降の5年間（令和4～8年度）は、水道料金の値上げをできる限り先送りするよう経費削減を実施
- 人口減に伴う給水収益の減少により、令和9年度には経営赤字となる見通し
- **安定給水を維持するため、第8次整備事業をはじめとする事業計画を推進し、耐震化を向上させるために必要な財源を確保するには、適正な水道料金はどのようにあるべきか**

■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

収益的収支（実績と今後の見込み）

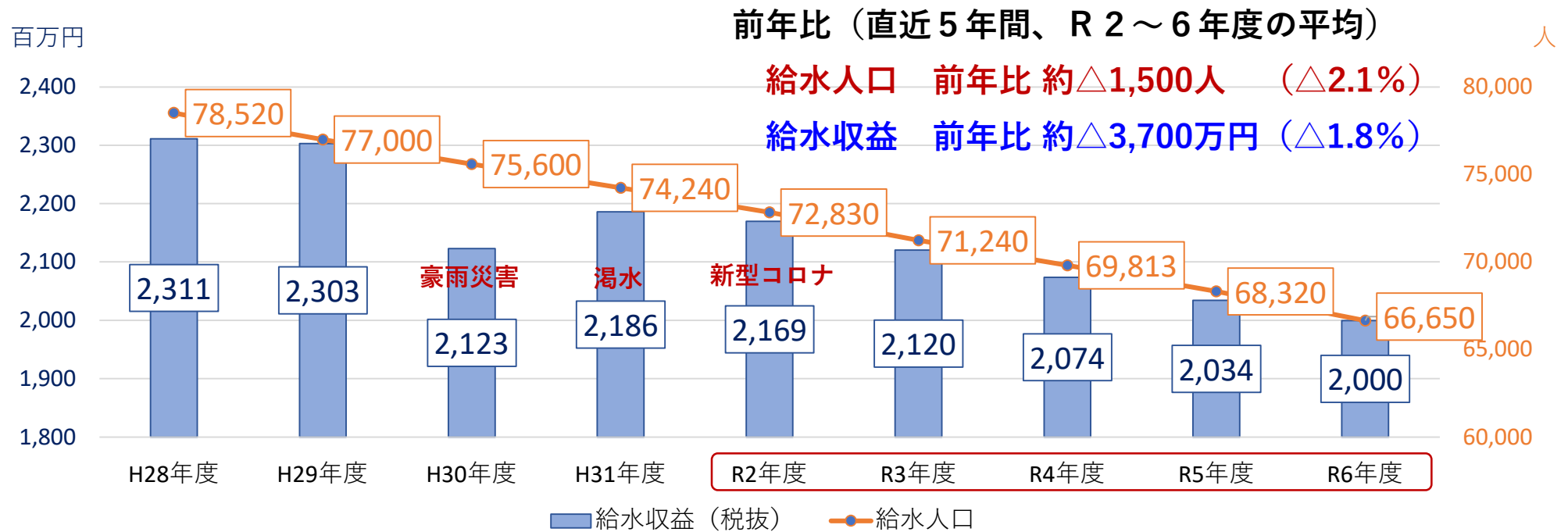
- 給水収益の減少が続く一方で、物価の高騰や人件費の上昇等により支出は増加



■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

給水人口と給水収益（過去実績）

● 給水人口、給水収益が減少し続けている



- ・ 水道事業は独立採算が原則（民間企業とほぼ同じような経営の仕組み）
- ・ 水道事業の収入の約9割は水道料金

■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

整備事業

● 第8次整備事業計画 総事業費：60億6千万円

計画年度	R6～R15		
計画期間	10年間		
耐震化率	区 分	R 6 (実績)	R15 (目標)
	浄水場	95.9%	98.0%
	ポンプ場	66.4%	70.0%
	配水池	60.9%	75.0%
	基幹管路	22.4%	30.0%
	配水支管	15.1%	25.0%
有収率		83.7%	90.0%

津島地区の中央監視装置の更新や、老朽化した施設、管路の耐震化工事を実施

※管路延長891km
更新需要が多く、耐震化率が上昇しない

● 国からの指示、更なる耐震化の推進 総事業費：17億8,380万円

① 上下水道耐震化計画 能登半島地震を踏まえ、急所施設等に接続管路等を耐震化 期間：R 7～11（5年間） 事業費：7億6,000万円
② 鋳鉄管更新計画 漏水事故による影響を回避するため、早急に鋳鉄管を更新 期間：R 8～17（10年間） 事業費：10億2,380万円

※2つの計画は、8次整備事業計画も含めて再調整

経営努力－実施済みの経費削減

1 人件費の削減

(1) 浄水場運転管理業務委託（平成20年度から実施済） 削減効果：△1,250万円／1年間

- ・水道局職員による直営：9,100万円（現在の正職員13名分 人件費）
- ・業務委託：7,850万円（委託料のうち、人件費）

(2) 窓口業務委託（平成31年度から実施済） 削減効果：△1,500万円／1年間

- ・水道局職員による直営：7,500万円（現在の正職員7名、会計年度任用職員7名分 人件費）
- ・業務委託：6,000万円（委託料のうち人件費）

2 保険料の見直し

保険加入内容を見直し（令和7年度から実施済） 削減効果：△600万円／1年間

■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

経営努力－その他の検討事項

● 今後実施可能な経費削減策を検討

削減効果（見込）：令和9～13年度（5年間）、△約2億6,800万円

改善項目	← 料金算定期間 →						効果(5年間)
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
1 収納窓口の見直し（負担金見直し、統合）	-5,800	-5,800	-7,000	-13,000	-13,000	-13,000	-51,800
2 請求サイクルの見直し（2か月毎の請求へ変更）	-	-5,000	-6,000	-6,000	-6,000	-6,000	-29,000
3 クレジット決済取りやめ	-450	-450	-450	-450	-450	-450	-2,250
4 宿日直業務（専属から兼任へ変更）	-	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-20,000
5 職員減（中央監視の整備、段階的に無人化など）	-4,150	-12,800	-38,000	-38,000	-38,000	-38,000	-164,800
合計	-10,400	-28,050	-55,450	-61,450	-61,450	-61,450	-267,850

※上表の金額については、令和7年度2月時点の試算であり、変動する場合がある。

経営努力－その他の検討事項

1 収納窓口の見直しと集約化 ※段階的に実施

(1) 支所窓口負担金（人件費）の抑制（令和8年度から実施予定） 削減効果：△580万円／1年間

- ① 吉田・三間・宇和海支所の窓口業務負担金の見直し
- ② 津島支所への水道局職員配置を、業務委任に変更

(2) 本庁、支所窓口を柿原本局へ統合（令和10年度から実施予定）削減効果：△1,300万円／1年間

令和4年度から、市民にとって利便性の高いコンビニ・スマホ払いを追加したことで、各支所に水道窓口を開設する必要性が低くなったことから、窓口を柿原本局へ統合予定
市民サービスが低下しないよう、督促状でも支払いできる機能を追加（R9年1月から開始）

改善項目	← 料金算定期間 →						効果(5年間)
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
(1) 支所窓口負担金の抑制	-5,800	-5,800	-	-	-	-	-5,800
(2) 本庁、支所窓口を柿原本局へ統合	-	-	-7,000	-13,000	-13,000	-13,000	-46,000
計	-5,800	-5,800	-7,000	-13,000	-13,000	-13,000	-51,800

※ 本庁窓口を統合する削減効果は、第3期窓口業務委託が開始される令和11年度から発生。

■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

経営努力－その他の検討事項

2 請求サイクルの見直し（令和9年6月請求分から実施）削減効果：△600万円／1年間

- ・毎月から2か月毎の請求に変えることで、印刷代、郵送代、収納手数料などを削減

3 クレジット決済の取りやめ（令和8年度から実施）削減効果：△45万円／1年間

- ・利用率が低い ※1か月あたり、水道使用者36,000件に対し、25件（利用率0.06%）
- ・口座振替やコンビニ払いなど他の支払い手段があることから、クレジットでの水道料金収納を取りやめ

改善項目	← 料金算定期間 →						効果(5年間)
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
2 請求サイクルの見直し（2か月毎の請求へ変更）	-	-5,000	-6,000	-6,000	-6,000	-6,000	-29,000
3 クレジット決済取りやめ	-450	-450	-450	-450	-450	-450	-2,250

経営努力－その他の検討事項

4 宿日直業務の見直し (削減効果：△400万円／1年間)

- ・委託方法を、柿原本局での宿日直（専属）から、浄水場の夜勤者（兼任）へ変更可能かどうか、令和8年度に検討

5 職員減（令和8年度から段階的に実施予定） ※委託料の増額あり（金額未定）

- ・津島地区の中央監視装置の完成に合わせて、長野、嵐、狩津浄水場を段階的に無人運転へ切り替えることなどにより、津島地区担当の職員数を削減

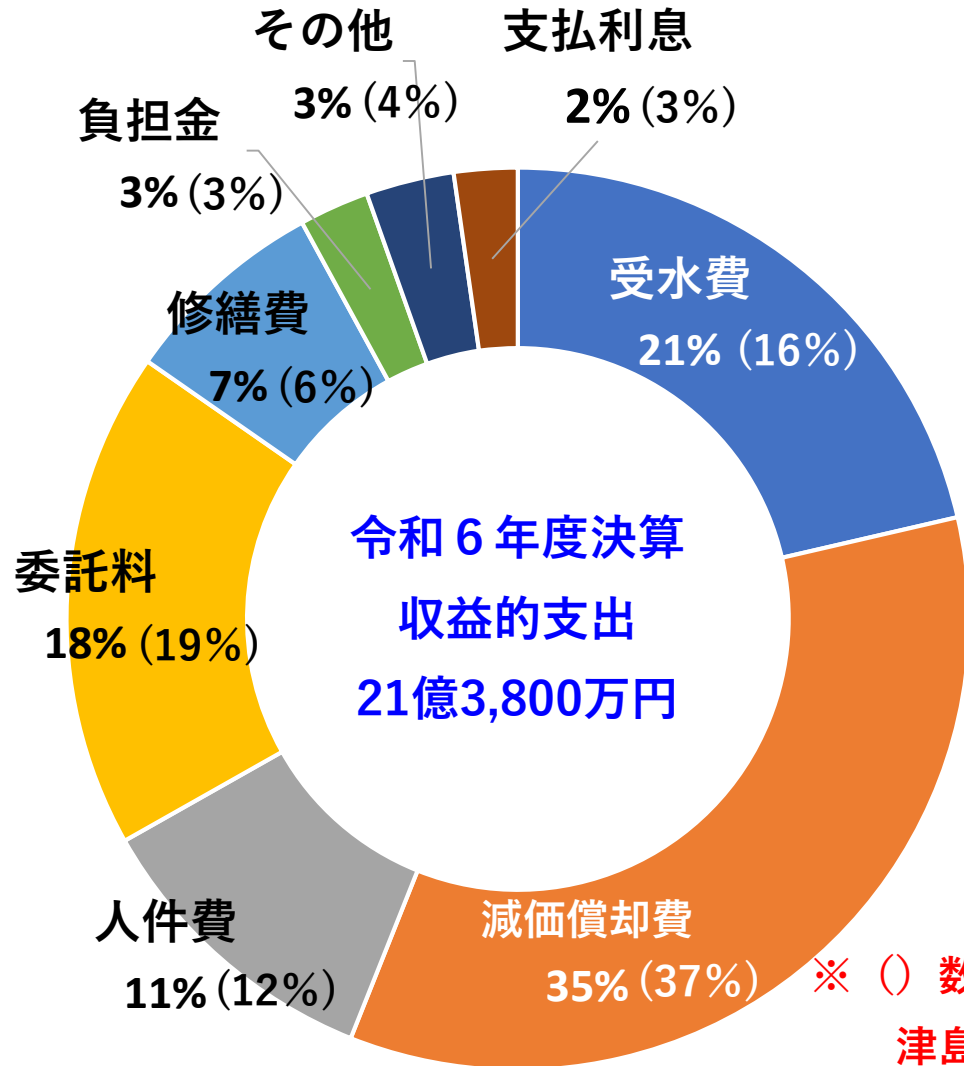
※令和10年度から、柿原浄水場での集中管理となる予定

※委託料の増額部分を考慮せずに試算した削減効果：3,800万円／1年間

改善項目	← 料金算定期間 →						効果(5年間)
	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
4 宿日直業務（専属から兼任へ変更）	-	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-4,000	-20,000
5 職員減（中央監視の整備、段階的に無人化など）	-4,150	-12,800	-38,000	-38,000	-38,000	-38,000	-164,800

■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

費用構成



- 本市は自己水源が乏しいため、水道企業団（野村ダム、山財ダム）からの受水を受けています。受水費がある分、市独自の水源施設管理に必要な費用（減価償却費や人件費など）の割合が小さくなっている。
- 浄水場運転管理や窓口業務を委託しているため、人件費の割合が小さくなっている。
- 令和7年度に津島水道企業団との統合により、費用構成が変更。受水費が減少する分、減価償却費や人件費の割合が増えるため、支出総額は減少しない。

主な費用－削減できない、難しい理由

1 削減できない費用

- **受水費 (16%)**

南予水道企業団との協定により責任水量が設定されているため、本市の都合で削減できない。

- **減価償却費 (37%)**

減価償却費とは、更新工事などを行って固定資産を取得し、耐用年数に応じ償却（費用化）するもの。

耐震化等の工事を止めるわけにはいかないため、一定の費用は今後も計上しなければならない。

- **負担金 (3%)**

ダム管理費や水質検査協議会負担金など、外部依存の義務的な経費で削減できない。

2 削減が難しい費用

- **人件費・委託料 (31%)**

組織を統合・縮小し、人件費を削減予定。

民間委託により一定の人件費削減効果はあるが、純粋な人件費削減にはならない。

- **修繕費 (6%)**

漏水を放置すると、断水や道路陥没などの2次被害につながるため、現状規模の維持が必要。

■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

中間まとめ

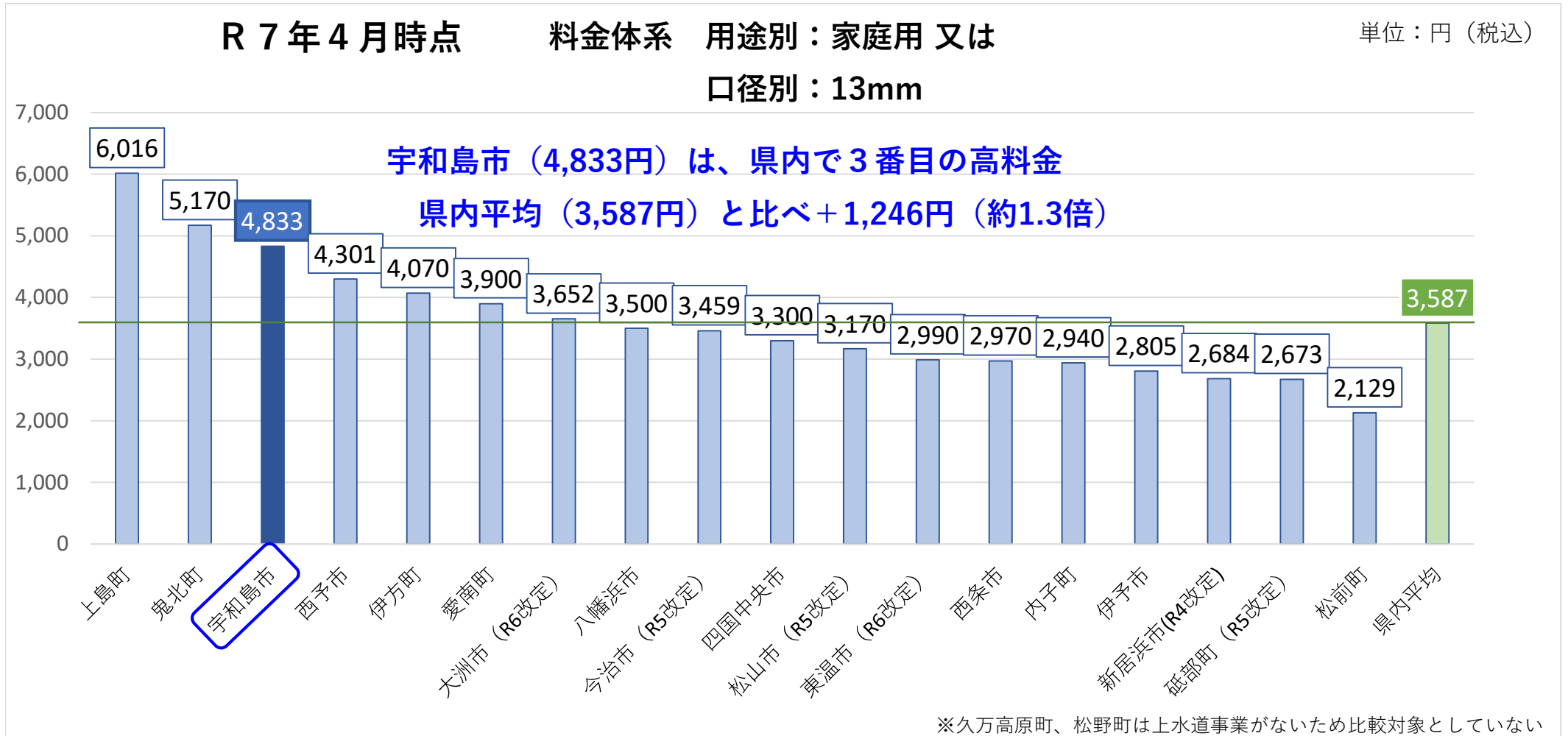
- 給水人口の減少に伴い、給水収益は1年あたり約3,700万円（△1.8%）減少
収入減少が続き支出は増加しているため、令和9年度には経営赤字になる見通し
- 耐震化工事を推進するための財源確保の必要性
- 継続的な経費削減（経営努力）
- 経費削減の限界（高額な固定費）

区 分	改善項目	効果（千円）
実施済み	1 浄水場運転委託（H20～）	-12,500
	2 窓口業務委託（H31～）	-15,000
	3 保険料の見直し（R7～）	-6,000
その他の 検討事項	1 収納窓口の見直し（R8～負担金を見直し、R10統合）	-13,000
	2 請求サイクルの見直し（R9.6～2か月毎の請求へ変更）	-6,000
	3 クレジット決済取りやめ（R8.4～）	-450
	4 宿日直－浄水場夜勤への変更を検討（R9～）	-4,000
	5 職員減（R8～） ※委託料の増額部分を考慮していない	-38,000
	合 計	-94,950

※段階的に実施する改善項目あり。1年あたり、最終年度の効果を表示

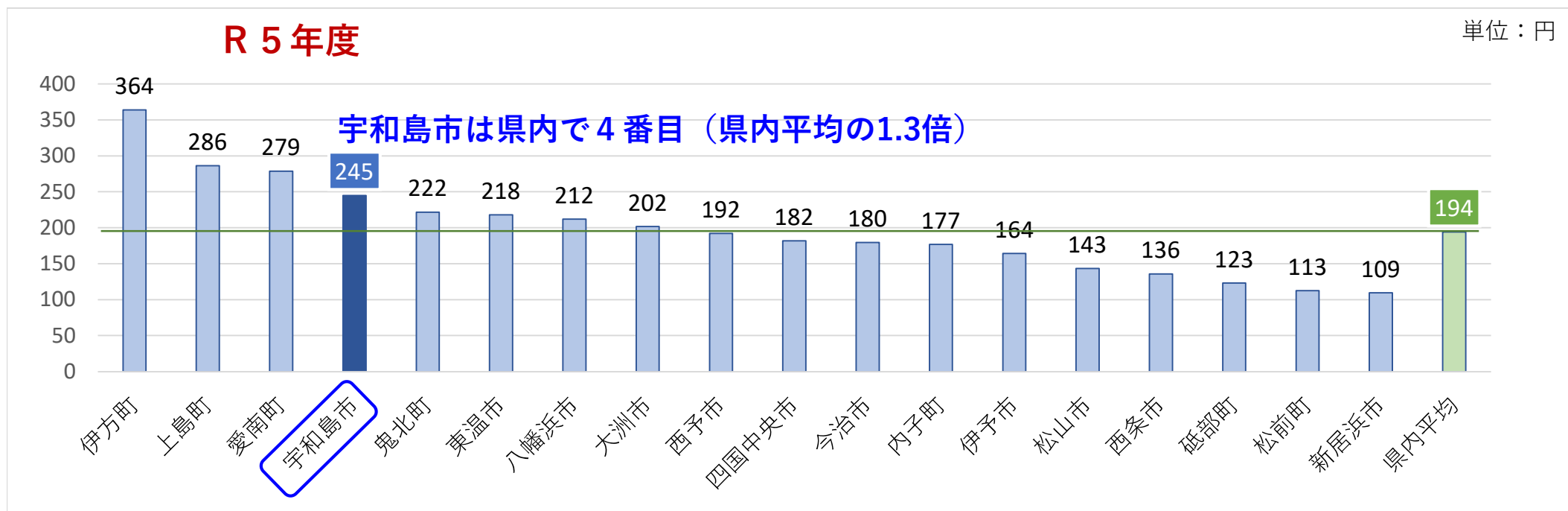
■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

水道料金の県内順位 20m³あたりの水道料金



■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

給水原価（1 m³の水をつくるために要した費用）



- ・ 県下の給水原価（194円）×有収水量（776万2千m³）≒費用（15億円）
- ・ 本市の給水原価（245円）×有収水量（776万2千m³）≒費用（19億円）

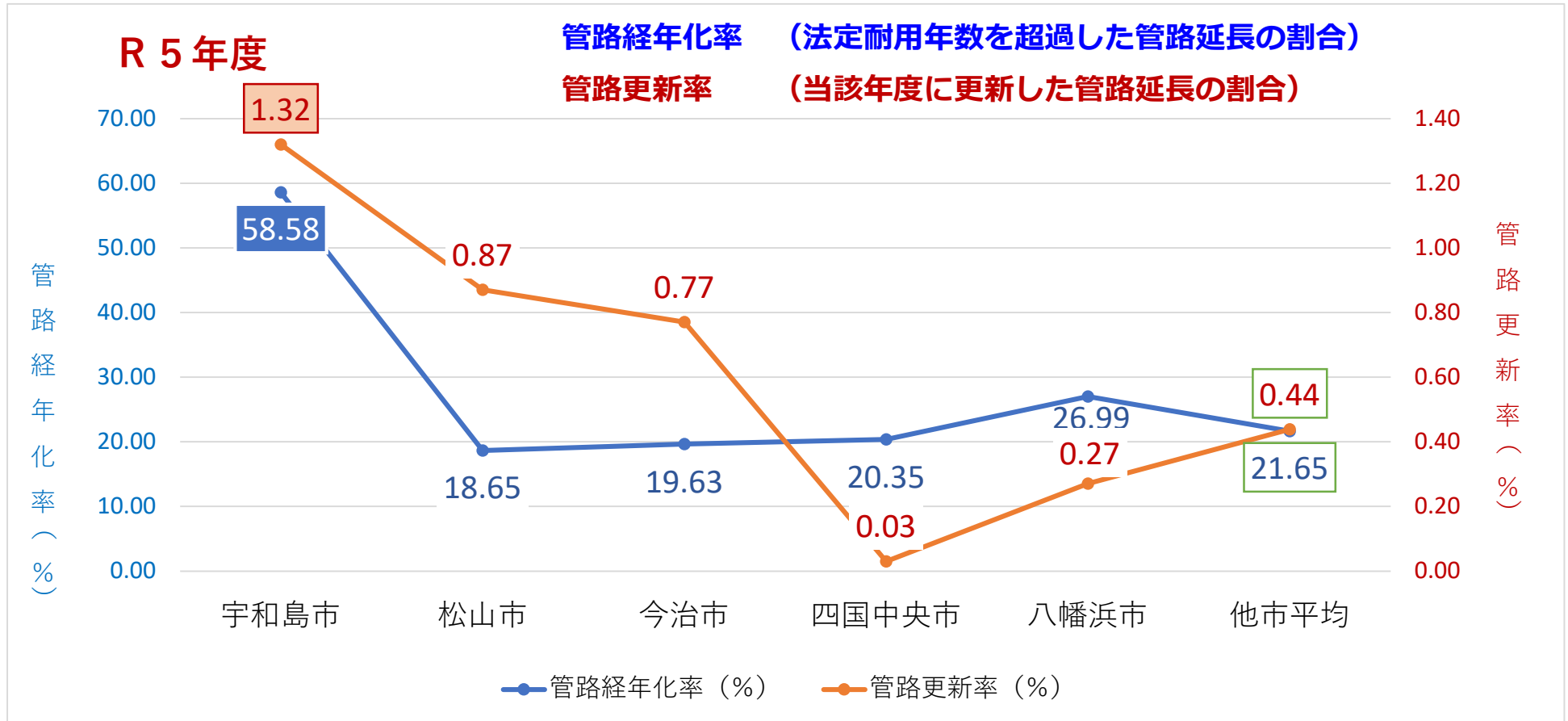
差引 **+51円**

+4億円

※受水費や減価償却費など、主な費用は削減困難

■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

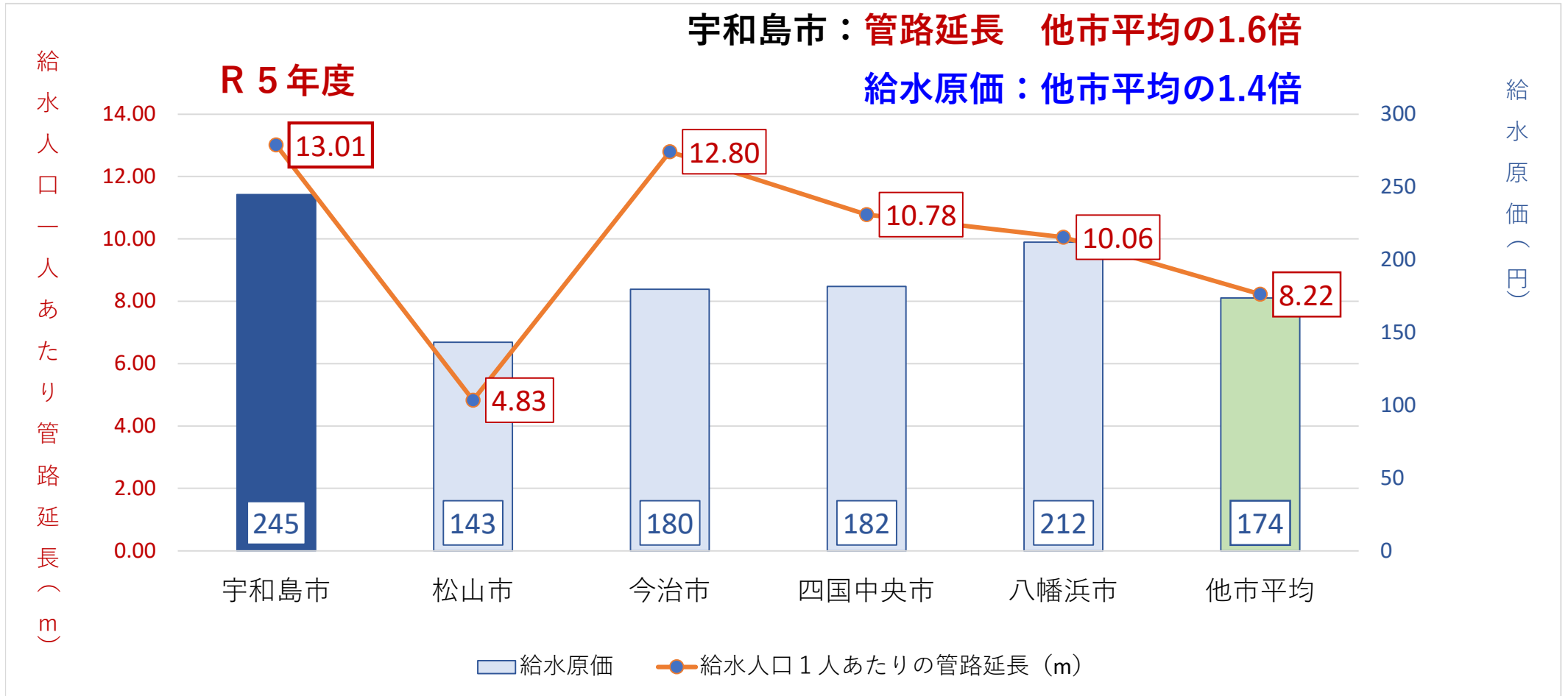
管路の老朽化状況



宇和島市は、他市平均の2.7倍、管路の老朽度合いが高い

■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

管路延長と給水原価



■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

主要な施設数（浄水場－配水池－ポンプ場）

R 5 年度

	実 数		給水人口1,000人あたり	
	宇和島市	県内他市(平均)	宇和島市	県内他市(平均)
浄水場	11か所	10か所	0.16か所	0.10か所
配水池	90か所	46か所	1.32か所	0.45か所
ポンプ場	41か所	36か所	0.60か所	0.35か所

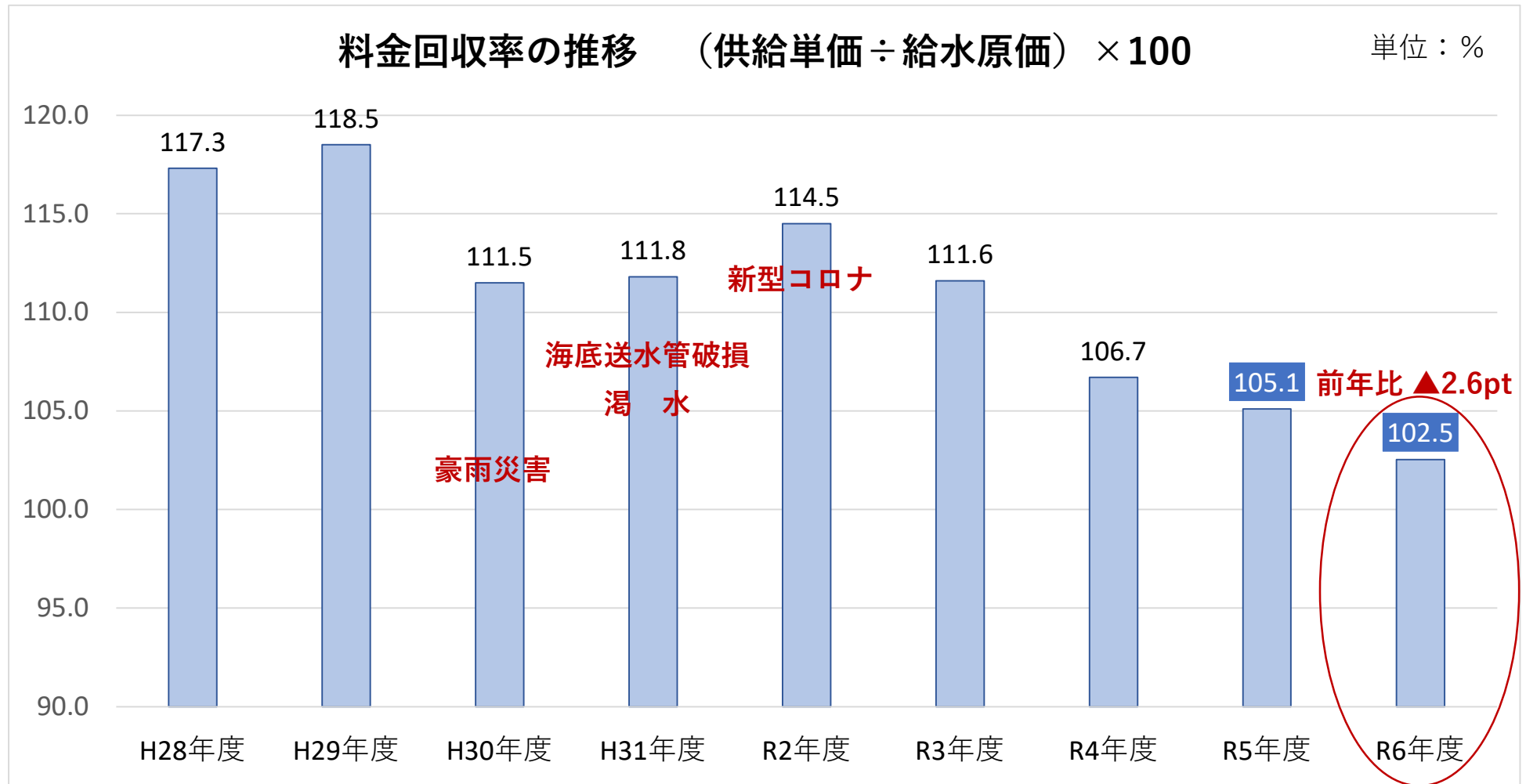
■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

料金回収率（給水に係る費用を、どの程度給水収益で賄えているかを示す指標）



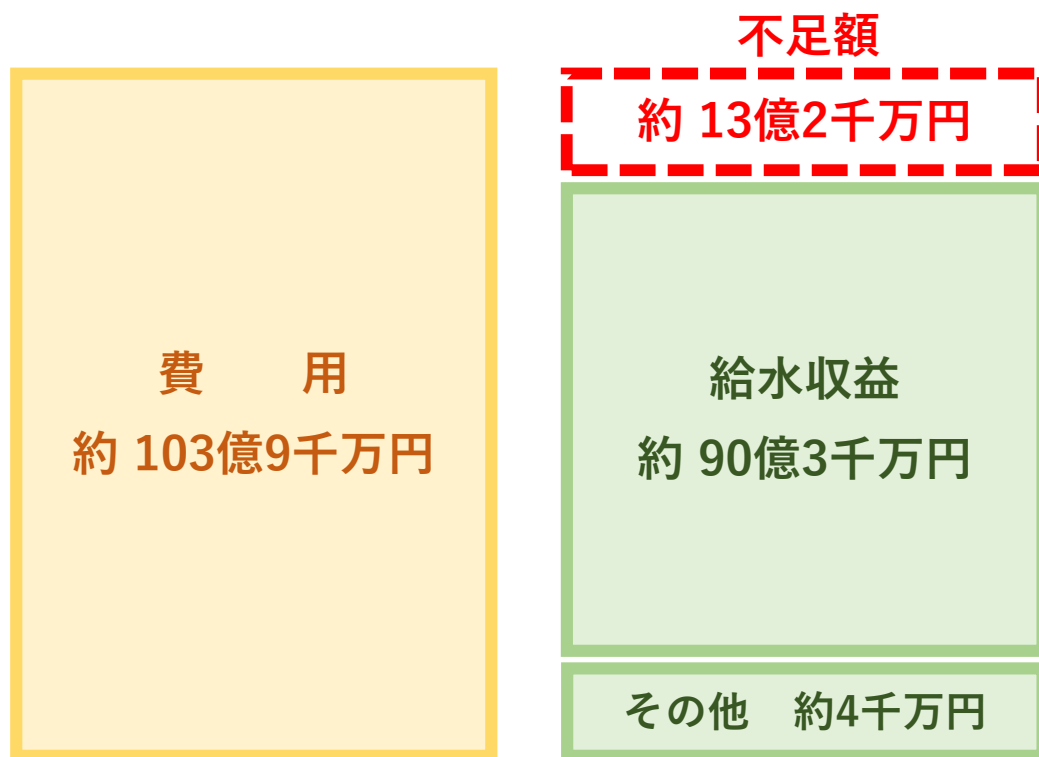
■ 議題② 宇和島市水道事業の現状と課題

料金回収率 (過去実績)



将来の収支不足（試算）

建設投資計画の調整や、耐震化推進のための補助金、経費削減案などを考慮して、令和9～13年度（5年間）の収支を試算した



まとめ

【県内他市との比較】

- 20m³あたりの水道料金は4,833円（県内で3番目の高料金）
- 平均と比べ約4億円多く支出予算を計上
ただし、固定費が多く、これ以上削減できない（難しい）
- 管路延長が長い、老朽化度合いが高い、浄水場や配水池など、施設を多く保有
多くの維持管理費が必要 → 高料金

【今回の経営審議会でお伝えしたかったこと】

- 人口減少に伴い、給水収益の減少が継続（1年あたり約3,700万円 △1.8%）
- 経費の削減には限界があり、令和9年度には経営赤字となる見通し
- 5年分（令和9～13年度）の収支不足、必要事業費は、約13億2,000万円
- 今後必要な事業費を確保するため、適正な水道料金について様々な角度から検討が必要



経営審議会（諮問）

[物価高騰対策関連]

上水道の基本料金を減免します (令和8年1月～6月請求分)

宇和島市では、物価高騰の影響を受けている本市水道使用者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、上水道の「基本料金」を令和8年1月から6月請求分までの「6か月分」について減免することといたしましたのでお知らせいたします。

事業概要

- 【対象】 上水道の基本料金（※官公庁、愛南町内の水道使用者は対象外）
- 【用途】 全用途（家庭用、業務用、工業用及び浴場用）
- 【件数】 家庭用約32,000件、業務用約2,900件、工業用49件、浴場用1件（1か月あたり）
- 【期間】 6か月分（令和8年1月～6月請求分）
- 【手続】 減免に係る手続は不要（基本料金は自動的に減免。超過料金部分のみを請求。）
- 【予算】 3億6,600万円（全用途の合計月額 6,100万円×6か月分）
- 【財源】 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金

請求額のお知らせについて

「水道使用量のお知らせ（検針票）」には、上水道の基本料金を含む料金が表示されますが、請求時には基本料金を差し引いた額で請求します。

基本水量内の場合は、全額免除となります。

【例：令和8年1月検針の場合】

- ・11月の使用水量を1月分として、基本料金を減免して請求します。
- ・口座振替：2月12日 納入期限：2月20日

減免額（上水道の基本料金）

減免対象は基本料金のみとなります。
超過料金が発生した場合は、超過料金のみを請求します。

(税込)

用途	基本水量	1か月分	6か月分
家庭用	8㎡まで	1,573円	9,438円
業務用	10㎡まで	2,750円	16,500円
工業用	200㎡まで	51,700円	310,200円
浴場用	170㎡まで	16,060円	96,360円

減額の対象となる上水道使用期間及び請求月

検針月 (請求月)	奇数月の検針地区 (旧宇和島市内)		偶数月の検針地区 (旧吉田町、旧三間町、旧津島町、宇和海地区)	
令和7年 10月			検針	
11月	検針	11月使用分 (1月請求)		11月使用分 (1月請求)
12月		12月使用分 (2月請求)	検針	12月使用分 (2月請求)
令和8年 1月	検針	1月使用分 (3月請求)		1月使用分 (3月請求)
		1月請求分の基本料金を減免 (2月納入期限分 から差し引く)		1月請求分の基本料金を減免 (2月納入期限分 から差し引く)
2月		2月使用分 (4月請求)	検針	2月使用分 (4月請求)
		2月請求分の基本料金を減免 (3月納入期限分 から差し引く)		2月請求分の基本料金を減免 (3月納入期限分 から差し引く)
3月	検針	3月使用分 (5月請求)		3月使用分 (5月請求)
		3月請求分の基本料金を減免 (4月納入期限分 から差し引く)		3月請求分の基本料金を減免 (4月納入期限分 から差し引く)
4月		4月使用分 (6月請求)	検針	4月使用分 (6月請求)
		4月請求分の基本料金を減免 (5月納入期限分 から差し引く)		4月請求分の基本料金を減免 (5月納入期限分 から差し引く)
5月	検針			5月請求分の基本料金を減免 (6月納入期限分 から差し引く)
		5月請求分の基本料金を減免 (6月納入期限分 から差し引く)		5月請求分の基本料金を減免 (6月納入期限分 から差し引く)
6月			検針	6月請求分の基本料金を減免 (7月納入期限分 から差し引く)
		6月請求分の基本料金を減免 (7月納入期限分 から差し引く)		6月請求分の基本料金を減免 (7月納入期限分 から差し引く)

問い合わせ

● 宇和島市上下水道局 お客さまセンター
〒798-0027 愛媛県宇和島市柿原甲1950番地
TEL:0895-22-5265 FAX: 0895-23-2994

くわしくはホームページをご覧ください

